

琉球大学教育学部規程

〔 1972年3月17日 〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学教育学部（以下「本学部」という。）の授業科目、単位、履修方法、その他必要な事項を定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の2 本学部は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(課程)

第2条 本学部に、次の課程を置く。

学校教育教員養成課程

生涯教育課程

(教育研究上の目的)

第2条の2 各課程の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学校教育教員養成課程	<ul style="list-style-type: none">・沖縄の地理的、文化的、歴史的な特性を活かし、持続可能な地域社会の形成に主体的に参加し、貢献できる教員を育成する。・国際的な視野と教養を身につけ、子供の教育と学問、文化を追求する教員を育成する。
生涯教育課程	<ul style="list-style-type: none">・地域社会に根ざした教育文化活動を企画・立案し、実践する人材を育成する。・広い教養とともに高い専門性を追求し、教育文化活動を実践的に支援する人材を育成する。

(学校教育教員養成課程のコース及び専修)

第3条 学校教育教員養成課程に、教育上の組織として次のコース及び専修を置く。

小学校教育コース

教育実践学専修

小・中学校教科教育コース

国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、生活科学教育専修、英語教育専修

特別支援教育コース

特別支援教育専修

2 小・中学校教科教育コースの学生は、入学と同時に所属する課程のいずれかの専修に属するものとする。

(生涯教育課程のコース)

第4条 本学部の生涯教育課程に、教育上の組織として次のコースを置く。

子ども地域教育コース

沖縄島嶼教育コース

自然環境科学教育コース

生涯健康教育コース

心理臨床科学コース

(入学時の学生人員)

第4条の2 各課程におけるコース・専修の入学時の学生人員は次のとおりとする。

課 程	コース	専修	学生人員
学校教育教員 養成課程 (100)	小学校教育コース	教育実践学専修	28
	小・中学校教科教育コース	国語教育専修	8
		社会科教育専修	6
		数学教育専修	8
		理科教育専修	6
		音楽教育専修	5
		美術教育専修	5
		保健体育専修	6
		技術教育専修	5
		生活科学教育専修	5
		英語教育専修	6
特別支援教育コース	特別支援教育専修	12	

課 程	コース	学生人員
生涯教育課程 (90)	子ども地域教育コース	30
	沖縄島嶼教育コース	15
	自然環境科学教育コース	15
	生涯健康教育コース	10
	心理臨床科学コース	20

(講座)

第5条 本学部に、教員組織として次の講座を置く。

国語教育講座、日本語教育学講座、日本語学講座、社会科教育講座、数学教育講座、理科教育講座、基礎情報科学講座、教育情報科学講座、音楽教育講座、美術教育講座、保健体育講座、技術教育講座、家政教育講座、英語教育講座、学校教育講座、特別支援教育講座、生涯健康基礎学講座、生涯スポーツ学講座、健康栄養学講座

(教室)

第6条 各課程に、次の教室を置く。

学校教育教員養成課程

国語教育教室、社会科教育教室、数学教育教室、理科教育教室、音楽教育教室、美術教育教室、保健体育教室、技術教育教室、生活科学教育教室、英語教育教室、教育実践学教室、特別支援教育教室

生涯教育課程

子ども地域教育教室、沖縄島嶼教育教室、自然環境科学教育教室、生涯健康教育教室、心理臨床科学教室

- 2 各教室は、各講座の教員をもって組織し、専修・コースの教育を推進するものとする。
- 3 附属教育実践総合センター及び附属発達支援教育実践センターの専任教員は、教育研究に当たって、関連のある教室と連携し、協力することができる。

(共通教育等の授業科目の種類等)

第7条 共通教育及び専門基礎教育の授業科目の種類、単位数及び履修方法は、琉球大学共通教育等履修規程の定めるところによる。

(専門教育の授業科目の区分、種類等)

第8条 専門教育の授業科目の区分を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

- 2 専門科目は、教職専門科目、教科専門科目、「教科又は教職専門科目」及び特別支援教育専門科目に分ける。
- 3 各課程の授業科目の種類、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(授業科目の公示)

第9条 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位及び担当教員は、学期の始めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、その都度、公示する。

(単位の計算方法)

第10条 専門教育の授業科目の単位の計算方法は、琉球大学学則第20条の規程に基づき次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、教育上必要と認められる場合には、30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業論文については、各専修・コースの定めるところによる。

(卒業の要件)

第11条 本学部学生は、本学に4年以上在学し、別表に示す所要の単位を取得したとき卒業できる。

(卒業の判定)

第12条 卒業資格の判定は、教授会が行う。

(転学)

第13条 本学部の学生で、他大学へ転学を希望する者があるときは、指導教員を経て、学部長の許可を得なければならない。

(転学部、転課程)

第14条 転学部、転課程については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程の定めるところによる。

(転専修、転コース)

第15条 転専修及び転コースについては、前条を準用する。

(指導教員)

第16条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、各専修又はコースの各年次に指導教員を置く。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する者に係る教育課程に関しては、第6条の規程にかかわらず、この規程施行の際、現に効力を有している本学の諸規定を適用するものとする。

附 則(昭和54年3月19日)

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年5月29日)

この規程は、平成元年5月29日から施行する。

附 則(平成3年4月12日)

この規程は、平成3年4月12日から施行する。

附 則(平成4年4月10日)

この規程は、平成4年4月10日から施行する。

附 則(平成5年12月22日)

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条及び第8条の規程は、平成6年度の入学者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、改正後の第8条の規程を、平成6年3月31日に在学する者に(以下「在學生」という。)に適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に改正後の第6条及び第8条の規定に基づき平成6年度以降の入学者のために開設される授業科目を履修させる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則(平成9年6月4日)

- 1 この規程は、平成9年6月4日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 平成9年3月31日に教育学部の小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 教育学部の小学校教員養成課程及び中学校教員養成課程は、改正後の第2条の規定にかかわらず、

平成9年3月31日に教育学部の当該課程に在学する者がいなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成9年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成10年12月16日）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に教育学部の学校教員養成課程、養護学校教員養成課程及び総合科学課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 教育学部の養護学校教員養成課程及び総合科学課程は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成11年3月31日に教育学部の当該課程に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前2項の規程にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成11年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成14年12月11日）

この規程は、平成14年12月11日から施行する。

附則（平成15年1月15日）

この規程は、平成15年1月15日から施行する。

附 則（平成16年11月24日）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成17年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成17年11月30日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月6日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成19年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成19年6月27日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月17日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に教育学部の学校教育教員養成課程の教育学専修、学校心理学専修及び児童教育専修並びに生涯教育課程の日本語教育コース及び情報教育コースに在学していた者につい

ては、なお従前の例による。

3 教育学部の学校教育教員養成課程の教育学専修、学校心理学専修及び児童教育専修、並びに生涯教育課程の日本語教育コース及び情報教育コースは、改正後の第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に教育学部の当該専修又はコースに在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成21年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成21年11月25日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。

3 第2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成22年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成22年12月8日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年3月31日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。

3 第2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成23年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成23年12月7日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。

3 第2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成24年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成24年12月5日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。

3 第2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成25年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成25年12月11日）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。

3 第2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成26年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成26年11月12日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。

- 3 第2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成27年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。

附 則（平成27年11月11日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に教育学部に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、必要と認める場合には、在学者に平成27年度以降の入学者のために開設された授業科目を履修させることができる。この場合において、当該授業科目の履修を改正前の規定に基づく授業科目の履修とみなし、単位を与える。